

被災地等における安全・安心の確保対策(概要)

国を挙げて東日本大震災を乗り越えていかなければならない状況
(国民のお互いの信頼感が重要)

- 被災地等：混乱に乘じた犯罪等の発生が懸念
- その他の地域：人の善意に乘じた詐欺等の発生が懸念

被災地等における安全・安心の確保は、正に政府を挙げて取り組むべき課題

平成23年3月31日「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」を設置
(内閣総理大臣が主宰する「犯罪対策閣僚会議」の下に位置付け)

関係省庁が緊密に連携して総合的な対策を検討・推進

平成23年4月6日
被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム決定

1 被災地等の治安回復・維持

- 被災地等における犯罪の取締り機能の回復・維持
- 震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺、環境犯罪等への対策
- 避難所における防犯対策、相談への対応等
- 流言飛語への対応

2 復旧期における治安回復・維持

- 仮設住宅、新設店舗等の防犯対策
- 復旧活動に伴う事故の防止と円滑な交通流の確保

3 復興期のまちづくりにおける治安基盤の確立

- 犯罪の起きにくいまちづくり
- 安全な交通環境の整備

新たな情勢の変化に応じ必要な見直し

平成23年5月11日
被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム改定

- 警戒区域や計画的避難区域等の福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における治安の確保

- 放射線被ばくについての風評等に基づく人権侵害事案の予防のための啓発活動の実施

等